



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年8月7日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金（規約型）】 一元化法・マイナンバー法施行に伴う規約変更について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」（以下「一元化法」といいます。）及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」といいます。）の施行に伴い、確定給付企業年金規約の規定の変更が必要となります。当該規約変更に係る行政手続きについて、厚生労働省から得られた回答に基づき下記のとおりご案内させていただきます。

◆一元化法について

一元化法が平成27年10月1日から施行されることに伴い、規約変更が必要となります。

※一元化法に係る政省令が未発出の状況であり、当該政省令の内容等によっては、規約変更内容の追加等が生じる可能性がございます。新たな情報が入手できました場合には、改めてご案内いたします。

I. 対象

規約型DBを実施されている全てのお客様

II. 施行日

平成27年10月1日

III. 行政手続き

届出不要（規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意は不要）

※行政宛て必要な手続きは生じませんが、お客様社内にて必要な規約変更手続きを行ってください。なお、原則として、平成27年10月1日までに規約変更を行うことが必要とされております。

IV. 規約変更の内容

法令上の文言の変更（「被用者年金被保険者等」⇒「厚生年金保険の被保険者」）を反映するもの。

※一元化法の施行に伴い、確定給付企業年金法第2条第3項が、以下の通り変更され、法令上の文言が変更されるものです。ただし、実質的な内容の変更はありません。

(確定給付企業年金法 新旧対照表 抜粋)

新	旧
(定義) 第二条(略) 2 (略) 3 この法律において「 厚生年金保険の被保険者 」とは、厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する 第一号厚生年金被保険者 又は同項第四号に規定する 第四号厚生年金被保険者 に限る。)をいう。 4 (略)	(定義) 第二条(略) 2 (略) 3 この法律において「 被用者年金被保険者等 」とは、次に掲げる者をいう。 一 厚生年金保険の被保険者 二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 4 (略)

(ご参考：法改正後の厚生年金の被保険者区分)

名称	内容
第一号厚生年金被保険者	第二号～第四号厚生年金被保険者以外の被保険者
第二号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合員
第三号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合員
第四号厚生年金被保険者	私学共済加入者

V. 規約例

規約変更例は以下リンク先をご参照ください。

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150807shiryoul.doc

◆マイナンバー法について

お客様がマイナンバーの取得について企業年金連合会と業務委託契約を締結する場合に、締結日までに規約変更が必要となります。現時点で判明している規約例等につきまして今回ご案内させていただきます。（業務委託契約日までに必要な手続きとなります。）

※マイナンバー法に係る関係省令が未発出の状況であり、当該関係省令の内容等によっては、対象のお客様の範囲及び規約変更内容の追加等が生じる可能性があります。新たな情報が入手できました場合には、改めてご案内いたします。

I. 対象

規約型DBを実施されているお客様のうち、マイナンバーの取得について企業年金連合会と業務委託契約（確定給付企業年金法第93条に該当）を締結するお客様。

ただし、既に、住民基本台帳ネットワークの活用（企業年金連合会への業務委託）に係る規定（下記のV. 規約例と同様の規定）を手当て済みの場合は対象外。

II. 施行日

企業年金連合会との業務委託契約の締結（委託事務の開始）までの日

※マイナンバー法の施行日（平成28年1月1日の予定）と合わせる必要はありません。

III. 行政手続き

届出不要（規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意は**不要**）

※行政宛て必要な手続きは生じませんが、お客様社内にて必要な規約変更手続きを行ってください。

IV. 規約変更の内容

（業務の委託）の条項において、企業年金連合会との業務委託契約に係る規定を追加するもの。

※マイナンバー法の施行に伴い、企業年金連合会へマイナンバー収集に係る業務委託を行う場合にご対応いただくものです。

V. 規約例

規約変更例は以下リンク先をご参照ください。

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150807shiryou2.doc

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3825